

群馬県障害者芸術文化活動支援センター運営事業 における業務委託仕様書

1 委託業務の名称

群馬県障害者芸術文化活動支援センター運営事業

2 委託業務の目的

障害者の芸術文化活動の普及及び充実を図ることにより、県民に対する障害及び障害者への理解を促し、障害者の自立と社会参加の促進を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

群馬県障害者芸術文化活動支援センター（以下、「支援センター」という）は、群馬県全域を支援の対象とし、以下の業務を行うものとする。

なお、県の文化施策や市町村・企業との連携による福祉にとどまらない広がりのある取組を通じて、障害者芸術文化の分野における障害者の社会参加やQOL（生活の質）といった福祉的価値の向上や経済的・社会的価値の向上、また地域活性化につなげるよう努めることとする。

（1）支援センターの設置

支援センターの設置場所は、群馬県内で受託者が用意する。

（2）支援コーディネーターの配置

- ① 支援センターに、業務の遂行に必要な知識及び経験を有する支援コーディネーターを配置する。
- ② 支援コーディネーターは、必要に応じて相談若しくは問合せ等に対応するほか、訪問調査及びネットワークの構築、ワークショップの開催等を行う。

（3）支援センターの運営

ア ネットワーク構築

- ① 障害者の芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、事業所等を構成員とするネットワークを構築し、年5回程度、会議を開催する。
- ② 支援センターが提供する支援の質の向上のため、ネットワーク間での意見交換や情報共有を図るとともに、産業、観光、まちづくり、教育その他の各関連分野との連携等を通じて事業の協力体制を整備する。

イ 相談支援

- ① 芸術文化活動に取り組む障害者や事業所等からの支援方法、権利の保護、作品の記録及び保存等に関する相談等を受け付け、関係機関の紹介や専門的知見によるアドバイスを行う。

② 相談者のニーズや相談内容に応じて、支援センターへの来所による相談又は電話若しくは電子メール等による相談に対応するほか、必要に応じて相談者のもとを訪問し対応するとともに、県内の事業所等を訪問し相談対応を行い、相談記録をデータベース化する等、隨時整理し保存する。

③ アで構築するネットワークの関係団体等と連携し、作品の商品化などのビジネス展開支援体制の構築にも努めること。

ウ 芸術文化活動を支援する人材の育成等

① 多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、支援方法及び著作権等の権利保護等に関する研修並びに体験プログラム等を提供し、障害者の芸術文化活動を支援する人材の確保及び育成を図るほか、芸術文化活動に関する様々な分野をつなぐ人材の育成にも努める。また、ワークショップの開催等を通じて、アーティストの発掘及び育成を図る。

② 実施にあたっては、県内全域で支援人材等を育成するため、支援コーディネーターが中心となり、県内各地区においても研修並びに体験プログラム等を提供が可能となるよう努めること。なお、実施回数は、年5回程度開催すること。

エ 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保

① 関係者のネットワークを活用しつつ、地域の障害者が参加する展示・公演・体験等の機会を提供する。なお、県内公立美術館や民間のギャラリー等と連携した作品展の開催については、必要に応じて、有識者の協力のもと、応募作品を審査し、展示する作品等を選定すること。

② 実施にあたっては、既存の取組を拡充する等、実施方法は適宜工夫して差し支えないほか、地域の障害者や地域住民が参画しやすい仕組みを検討し、実施する。

③ その他、美術作品の展示場所及び舞台芸術等に取り組める場所等の開拓に努めること。

オ 情報収集・発信

① 展示会や公演等のイベント情報をはじめ、県内外で活躍する障害のあるアーティストの情報等、文化芸術活動に関する情報を収集・発信する。

② 障害者芸術文化広域支援センター（以下、「広域センター」という。）及び連携事務局と連携し、群馬県外の活動の情報収集・発信にも努める。また、広域センター若しくは連携事務局等が主催する会議や研修会等に積極的に参加し、他都道府県の支援センター及び広域センター等の関係者との意見交換・情報共有に努め、支援センターが提供する各種支援の質の向上を図ること。

③ 支援センター専用のホームページやSNS等を活用し、本事業に係る各種取組及び支援センターの活動、イベント等に関する広報を行う。

④ 県内の障害者の芸術文化活動の実態を把握するため、事業所等に調査を実施し、作品や作者の発掘を行い、データベース化する。

カ 関連事業との連携

① 「全国障害者芸術・文化祭」や「障害者週間」等、障害者の芸術文化活動に関する関連事業との連携・協力を図る。

（4）業務実施状況の報告

ア 相談の受付件数及び訪問調査の実施回数等、業務の実施状況について定期的に報告し、県と業務の進捗状況の共有を図ること。また、発表若しくは体験の機会を創出し

た際や、芸術文化活動を支援する人材の育成等に係る研修等を開催した際には、都度、実施状況及び実績を報告すること。

イ 前年度事業の実績をとりまとめ、活動報告書（PDF形式）を作成し、広域センターへ報告するとともに、ホームページにおいて公開すること。なお、前年度事業の実績に関する情報は、県から受託者へ提供する。

5 業務の実施体制

- (1) 本事業の全体を総括し、事業を効果的に推進するための企画、調整機能を有する拠点を県内の1カ所に設置すること。
- (2) 上記4の「委託業務の内容」を実施するに当たって必要な人員を配置すること。
- (3) 県内関係機関（障害福祉サービス事業所、特別支援学校、市町村等）、広域センター連携事務局等と連携できる体制とすること。

6 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業として行うため、本事業で制作した成果物及び著作権等は原則として群馬県に帰属するものとし、その詳細については県及び受託者間で協議の上、定めるものとする。
- (2) 本事業の実施あたっては、障害者芸術文化活動普及支援事業評価ガイド（令和3年3月 特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会作成）の「巻末資料1：障害者芸術文化活動普及支援事業 支援センター活動のコツ（効果的援助要素）チェックリスト」を踏まえた取組とすることに留意するとともに、成果を数値として把握するため、必要に応じてアンケート等を実施すること。
- (3) 事業運営に必要な情報資産（支援センターHPのドメイン、写真データ、動画データ等）は、県から受託者へ提供する。
- (4) 受託者は、本事業に関する証拠書類を事業実施年度終了後5年間保存するものとする。
- (5) 障害者差別解消法（平成25年法律第65号）第10条の規定に基づく地方公共団体職員対応要領により、同法第7条の規定による「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に準じた対応をすること。
- (6) 本仕様に定めのない事項については、県と協議するものとする。